

青の煌めきあおもり国スポセーリング競技リハーサル大会競技艇等搬入出管理警備業務委託
仕 様 書

1 業務名

青の煌めきあおもり国スポセーリング競技リハーサル大会競技艇等搬入出管理警備業務委託

2 趣旨

この仕様書は、青の煌めきあおもり国スポセーリング競技リハーサル大会（以下「大会」という。）で使用する競技艇・支援艇・運営艇（以下、「競技艇等」という。）の搬入出時の計画策定整理誘導オペレート作業並びに競技艇等の警備に関する業務について、必要な事項を定めるものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年10月30日（木）まで

- ・ 競技艇等搬入期間 令和7年9月11日（木）8時30分から
9月12日（金）18時00分まで
- ・ 競技艇等搬出期間 令和7年9月14日（日）8時30分から
9月15日（月）18時00分まで
- ・ 交通警備期間 令和7年9月11日（木）6時00分から
9月15日（月）18時00分まで
- ・ 夜間警備期間 令和7年9月11日（木）18時00分から
9月15日（月）6時00分まで ※最終日の夜間警備は不要

4 業務場所

大平マリーナ（むつ市真砂町93番地30）他

5 業務内容

- (1) 競技艇等搬入・搬出実施計画作成及び整理誘導業務
- (2) 輸送用ラックの積み下ろし
- (3) 交通誘導・会場夜間警備業務
- (4) その他本業務の実施に必要な業務

6 各業務の留意事項

- (1) 競技艇等搬入・搬出実施計画作成及び整理誘導業務
 - (ア) 契約締結後、発注者と協議の上、別添「競技艇等搬入出管理参考経路図」を参考に、速やかに搬入・搬出計画書（案）を作成すること。本計画の作成にあたっては、発注者が提供する輸送調査結果（8月下旬頃）に基づき、搬入・搬出のスケジュールを作成すること。
 - (イ) 大会で使用する競技艇等を運搬するトラック及びトレーラー等の搬入出作業に関して、競技艇等の荷降ろし、荷揚げを速やかに行うよう整理誘導オペレート作業を行うこと。

(ウ) 参加者が艇搬入出荷捌きエリアから競技艇バースエリアに移動する際に安全に移動できるよう整理誘導オペレート作業を行うこと。

(エ) 支援艇並びに運営艇の上下架については、支援艇・運営艇上下架エリアにおいて、発注者が別に準備するクレーン業者と連携し、トラック及びトレーラー等の整理誘導オペレート作業を行うこと。

また、大平マリーナ内のスロープを利用して進水する場合は、参加者並びに大会関係者の安全を確保し、進水補助の整理誘導オペレート作業を行うこと。

(オ) 作業については、青森県セーリング連盟、会場設営業者と連携を図ること。

(カ) セーリング競技に精通した者、または、これまでに開催された国民スポーツ大会（国民体育大会）または国民スポーツ大会（国民体育大会）リハーサル大会で同等の業務を経験した者を現場に1名以上配置すること。

(キ) 受注者は、業務着手から完了までの期間、業務内容を熟知し作業判断を下せる監督員及び必要十分な作業員等を履行場所に常駐させ、発注者からの指示に対応できる体制を整えること。また、トラブルや事故の無いように十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

(ク) 艇搬入搬出受付所については、市実行委員会が別途発注する競技会場設営撤去業務にて発注する。

ただし、その他業務実施において必要となるテントは受注者が配備する。

(2) 輸送用ラックの積み下ろし

(ア) 競技艇等の輸送に用いるラック等を留め置きする場合は、艇搬入車両待機場所において、フォークリフト等を利用しトラック及びトレーラー等から専用ラックを降ろす補助を行うこと。

(3) 交通誘導・会場夜間警備業務

(ア) 交通誘導の業務時間は6時から18時まで、会場夜間警備は18時から翌日6時までとする。

(イ) 交通誘導については通行人及び通行車両の安全対策を講じて誘導すること。

(ウ) 会場夜間警備については、別添「夜間警備参考配置図」を参考に警備員を配置し、競技艇バースエリアを中心に会場内を巡回し、不審者・不審物への警戒、仮設物・備品等の盗難・損壊等を防止するための監視を行うこと。

7 配置警備員の条件

配置する警備員は、警備業法（以下、法という。）及び関係法令に定められた教育訓練を受け、現場活動に熟練度の高い者であること。また、現場統括者として1名配置すること。

8 提出書類

(1) 契約締結後

(ア) 業務着手届

(イ) 業務主任者届

(ウ) 工程管理表（スケジュール） 1部

(エ) 業務履行体系図（組織図）及び緊急電話連絡体制図 1部

- (オ) 契約金額内訳明細書 1部
- (カ) 競技艇等搬入・搬出計画書(案)
- (キ) 加入している賠償保険の保険証の写し
- (ク) その他発注者が指示するもの 1式
- (2) 発注者が行う輸送調査結果後
 - (ア) 競技艇等搬入・搬出計画書
- (3) 業務完了後
 - (ア) 業務完了報告書
 - (イ) 現場撮影写真電子データ
 - (ウ) 警備業務日誌
 - (エ) その他発注者が指示する書類

9 法令、条例等の遵守

本業務の履行に係る法令、条例等は遵守すること。

10 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、受注者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

11 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務(業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年むつ市条例第2号)、むつ市個人情報保護に関する規則(令和5年むつ市規則

第6号)、その他の個人情報の保護等に関する法令、条例及び規程等を遵守しなければならない。

12 その他

- (1) 契約後、本委託業務について、発注者から要請のある都度、詳細な連絡調整を行うものとする。なお、その場合、連絡調整場所までの受注者の出向費用、連絡調整の目的遂行に必要な経費は、全て受注者の負担とする。
- (2) 配置する作業員等は、無線機等を使用し、相互に連絡を密に取れる体制を整えること。なお、業務実施上必要な消耗品や備品（車両、テント、無線機、フォークリフト(オペレーター含む)等）は、受注者が用意すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受注者の責により発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (4) 成果品の引渡し後に、受注者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、受注者の責任において直ちに補正しなければならない。
- (5) 本契約に基づく成果品の所有権は、発注者への成果品の引渡しが完了したときに発注者に移転するものとする。なお、成果品の引渡し前であっても業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。
- (6) 本契約に基づく成果品の著作権（著作権法第21条から同法第28条までに規定する権利）は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。
また、受注者は成果品に係る著作者人格権（著作権法第18条から同法第20条までに規定する権利）を、将来にわたって行使しないものとする。
- (7) この仕様書ないし契約書に定めのない事項については、その都度発注者及び受注者双方が、誠意をもって協議し処理するものとする。